

令和3年度決算

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費
その他の社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日に5%から8%へ、令和元年10月1日に8%から10%へ消費税が引上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収（市町村においては地方消費税交付金）は、「社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」と地方税法に明記され、すべて社会保障財源化されることとなっています。

黒滝村における引上げ分の地方消費税交付金額及び社会保障施策に要する経費は下記のとおりです。

(歳入)

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 7,416千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 120,873千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	地方消費税 交 付 金 〔 社 会 保 障 財 源 化 分 〕	そ の 他	
社会福祉	障害者福祉事業	23,964	15,854			815	7,295
	高齢者福祉事業	8,683	139		2,036	654	5,854
	児童福祉事業	8,483	4,648	400		345	3,090
	小計	41,130	20,641	400	2,036	1,814	16,239
社会保険	国民健康保険事業	7,918	4,170			377	3,371
	後期高齢者医療事業	23,209	3,492			1,983	17,734
	介護保険事業	23,720	2,016			2,183	19,521
	小計	54,847	9,678	0	0	4,543	40,626
保健衛生	保健事業	22,775	4,853	3,300	4,884	979	8,759
	予防事業	894	7		310	58	519
	健康増進事業	1,227	160		850	22	195
	小計	24,896	5,020	3,300	6,044	1,059	9,473
合計	120,873	35,339	3,700	8,080	7,416	66,338	

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。